

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

令和3年3月2日(火)

午前8時30分 解禁

担当

職業安定部職業安定課

課長 草木 一之

課長補佐 眞田 義信

電話 075-241-3268 (ダイヤル)

ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組について(令和3年1月分まで)

厚生労働省では、平成27年度から全国のハローワーク（公共職業安定所）において「マッチング機能に関する業務の評価・改善の取組」を実施し、サービスの質の向上を図るとともに就職支援の強化に努めています。

京都労働局及び管下各ハローワークでは、令和2年度における主要3指標（就職件数、充足件数、雇用保険受給者の早期再就職件数）について別紙のとおり目標設定していますが、令和3年度1月までの実績をとりまとめましたので公表いたします。

< 1月までの取組の進捗状況（京都労働局計） >

1. 就職件数（常用）

18,140件（1月までの目標達成率：78.3%）

2. 求人充足件数（常用）

17,781件（1月までの目標達成率：78.3%）

3. 雇用保険受給者の早期再就職件数

8,046件（12月までの目標達成率：102.5%）

※「雇用保険受給者の早期再就職件数」は集計がひと月遅れとなるため今回は12月分となります。

令和2年度 京都労働局管内各公共職業安定所における目標値・実績一覧（令和3年1月）

●就職件数（常用（※1））

安定所	項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		6,809	4,919	72.2%	▲ 1,890	8,390	58.6%
京都七条所		5,490	4,136	75.3%	▲ 1,354	6,706	61.7%
伏見所		2,150	1,932	89.9%	▲ 218	2,595	74.5%
宇治所		2,206	1,708	77.4%	▲ 498	2,635	64.8%
京都田辺所		1,787	1,483	83.0%	▲ 304	2,191	67.7%
福知山所		2,131	1,694	79.5%	▲ 437	2,604	65.1%
舞鶴所		1,301	1,214	93.3%	▲ 87	1,639	74.1%
峰山所		1,292	1,054	81.6%	▲ 238	1,562	67.5%
京都労働局		23,166	18,140	78.3%	▲ 5,026	28,322	64.0%

●充足件数（常用（※1））

安定所	項目	当月までの目標目安値	当月までの実績累計値	当月までの目標目安値 に対する達成率	当月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		7,519	5,594	74.4%	▲ 1,925	9,272	60.3%
京都七条所		5,028	3,570	71.0%	▲ 1,458	6,093	58.6%
伏見所		2,491	2,223	89.2%	▲ 268	3,026	73.5%
宇治所		2,249	1,754	78.0%	▲ 495	2,721	64.5%
京都田辺所		1,148	997	86.8%	▲ 151	1,403	71.1%
福知山所		2,013	1,694	84.2%	▲ 319	2,489	68.1%
舞鶴所		1,082	1,019	94.2%	▲ 63	1,407	72.4%
峰山所		1,183	930	78.6%	▲ 253	1,424	65.3%
京都労働局		22,713	17,781	78.3%	▲ 4,932	27,835	63.9%

●雇用保険受給者の早期再就職件数（※2）

安定所	項目	12月までの目標目安値	12月までの実績累計値	12月までの目標目安値 に対する達成率	12月までの目標目安値 に対する過不足件数	年間目標値	年間目標値に対する進捗率
京都西陣所		2,547	2,679	105.2%	132	3,188	84.0%
京都七条所		1,803	1,853	102.8%	50	2,263	81.9%
伏見所		1,031	1,119	108.5%	88	1,296	86.3%
宇治所		799	765	95.7%	▲ 34	1,001	76.4%
京都田辺所		621	584	94.0%	▲ 37	791	73.8%
福知山所		439	441	100.5%	2	549	80.3%
舞鶴所		254	277	109.1%	23	326	85.0%
峰山所		357	328	91.9%	▲ 29	444	73.9%
京都労働局		7,851	8,046	102.5%	195	9,858	81.6%

※1 雇用契約において期間の定めがないか、又は4箇月以上の雇用期間が定められているものをいう（季節労働者を除く）。

※2 雇用保険受給者が所定給付日数の3分の2以上を残して再就職した件数（他の指標と比べて集計がひと月遅れとなります）。